



福岡医発第3043号
平成24年 3月30日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

全国健康保険協会（協会けんぽ）の平成24年度特定健康診査
及び特定保健指導の実施について

全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）の平成24年度特定健康診査及び特定保健指導の実施につきましては、現在、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）と協議中で契約を締結していないにも関わらず、協会けんぽが3月30日付で別添のとおり各事業所に特定健康診査受診券とパンフレットを送付した旨連絡がありました。

つきましては、同受診券には集合Bの特定健診を受診できるような表示がなされていますので、貴会の特定健診実施医療機関において、特定健診を実施されないよう周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、協会けんぽより別紙のとおり、平成23年度特定健診実施医療機関に対して、平成24年度の契約が締結されるまでの間、同受診券では集合Bの特定健診は実施出来ない旨通知が行われておりますので、実施医療機関より問合せ等ありましたらご対応いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

特定健康診査受診券

年 月 日交付

受診券整理番号

被保険者証の記号及び番号

被扶養者番号

※費用請求の処理のため、あなたのお名前にフリガナを書き込んで下さい。

受診者の氏名

性別

生年月日

有効期限

健診内容

・特定健康診査

医療保険者の負担

特定健診（基本部分）

特定健診（詳細部分）

負担額又は負担率	

保険者所在地

保険者電話番号

※この電話番号は受診券に関する問い合わせ先の電話番号となります。

保険者番号・名称

全国健康保険協会

()

契約取りまとめ機関名

集合B 協会集合A

個別契約

支払代行機関番号

94899010

支払代行機関名

この券はご家族の方が**特定健診**を受ける際に必要となるものです。

○ まずはじめに、受診券に印字されている氏名、生年月日が被保険者証と相違ないかをご確認下さい。

○ 特定健診の受診を希望される場合は、事前に健診機関へお問い合わせのうえ受診されるようお願いします。

また、市町村が実施する集団健診において、特定健診を受診できることもあります。

○ なお、協会と契約している健診機関名や受診券が使用できる集団健診などの特定健康診査に関する情報は「協会ホームページ→都道府県支部のページ」に掲載していますのでご参照下さい。

※ 健診機関でお支払いいただく自己負担額は、健診機関によって異なります。自己負担額は以下の計算方法となりますのでご注意ください。

特定健診の額 (※1)	—	保険者負担額 (※2)	=	自己負担額 (※3)
----------------	---	----------------	---	---------------

※1 健診の予約をする前に健診機関にお問い合わせ下さい。

※2 この受診券に記載しています。

※3 窓口での自己負担額が「0円」以下の場合は、自己負担額は0円となります。

注意事項

- この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅（居所可）の住所を自署して下さい。なお、この住所は、受診した健診機関から健診結果を送付する際に用いるものですので、お手数ですが、郵便番号・番地まで正確に記入して下さい。
- 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出して下さい。どちらか一方だけでは受診できません。
- 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診して下さい。ただし、本年度中75歳になられる方は、誕生日の前日まで受診できます。
- 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 就職等の理由により健康保険の被扶養者の資格が無くなったときは、5日以内に必ずこの券を保険者に返して下さい。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けて下さい。
- 特定健康診査を受診される当日は食事制限がありますので、受診日前に必ず健診機関にお問い合わせ下さい。

切り取らないで下さい

〒	□□□□	—	□□□□	都道府県
住所				市区町村

このQRコードは、券面の情報の入力ミスを防ぎ、事務の効率化・迅速化を図るためのものです。（券面の表示に関わりのない情報はコード化されていません。）

見本

被扶養者（ご家族）の皆様へ

特定健診について

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための特定健診（メタボ健診）を実施しています。

受診できる方

全国健康保険協会の加入者（ご家族）で40歳～74歳までの方です。

平成24年4月1日～
平成25年3月31日までの間に

40歳の誕生日

を迎えられる加入者（ご家族）の方は、
平成24年4月から受診できます。

75歳の誕生日

を迎えられる加入者（ご家族）の方は、
誕生日の前日までに受診していただく必要
があります。

費用（基本的な健診）

※福岡県内の健診機関にて受診の場合です。

A機関

『協会けんぽ本部』で契約している健診機関（全国規模の団体）で受診される場合

6,825円	—	5,400円	=	1,425円
健診費用		保険者（協会けんぽ） から補助する金額		窓口での支払い金額

※5・6ページに健診機関一覧があります。

A機関以外の健診機関は、調整中です。（平成24年3月現在）
確定後、ホームページにて掲載致します。

《セット健診のご案内》

平成24年度は、協会けんぽと連携している一部の市町村において、特定健診が 500円 で
受診でき、またがん検診もセットで受診できます。（がん検診は別途費用がかかります。）

3・4ページに掲載している連携市町村にお住まいの方は、
ぜひご利用ください。

3・4ページを
チェック！

健診内容

《基本的な健診》

診察	問診	身体計測（身長、体重、腹囲）
血圧測定	尿検査（尿糖、尿蛋白）	
血液検査		
脂質	・・・ 中性脂肪、 HDLコレステロール（善玉） LDLコレステロール（悪玉）	
肝機能	・・・ GOT、GPT、γ-GTP	
血糖	・・・ 空腹時血糖（またはHbA1c）	

《詳細な健診》

※昨年度の健診結果に基づき医師の判断に
より実施されます。

心電図 眼底検査 貧血検査

保険者（協会けんぽ）からの補助金額で
賄えますので窓口支払い金額は 0円です。

平成24年3月30日

御中

全国健康保険協会福岡支部

平成24年度の特定健康診査及び特定保健指導について

平素より全国健康保険協会の健診事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴機関におかれましては、平成23年度の特定健康診査及び特定保健指導（以下、特定健診等という）について、福岡県医師会を通じ契約を締結いただき、ご協力をいただいているところです。

しかしながら、平成24年度の特定健診等については、現在まで、福岡県医師会と契約代表者である福岡県市町村職員共済組合との間の契約が締結できておりません。

このため、平成24年度の特定健診等につきましては契約が締結されるまでの間、貴機関においては、受診券を利用した特定健診等は実施できませんのでご注意願います。

※各健康保険組合、各共済組合の加入者についても同様の取扱いとなります。

-問い合わせ先-

全国健康保険協会福岡支部
保健グループ

上村（かみむら）、宇野

Tel092-284-5840